11月は過労死等防止啓発月間
実現しよう!過労死等ゼロ



労働基準監督署による時間外労働についての指導が9月から見直されました。労使合意で月45時間超が可能な企業に対しても、労働者の健康を考慮して、一律45時間以内とするよう求めてきた指導をとりやめると厚生労働省が発表しました。長時間労働を是正してきたこれまでの政府の取り組みに逆行することは明らかです。この見直しは高市首相が強い意欲を示す労働時間規制の緩和の一環で、その動向が注目されています。

厚労省の見直しに対し、過労死遺族は「長時間労働を助長しかねない」と強く懸念し、連合の芳野会長は記者会見で「非常に遺憾」と批判しました。

過労死等防止対策推進法では、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。連合も長時間労働の是正や「過労死等ゼロ」の実現をめざして周知・啓発の取り組みを行っています。

連合は、労働政策の決定プロセスに関わる労働政策審議会で労働者代表としての重要な役割を担うことから、「命を大切にする社会」をめざす政策の実現、意見反映が求められています。

労働時間ルールを守り、過労死等ゼロの職場に「長時間労働を当たり前にしない!」取り組みを強化しましょう。

残業時間の見直しは長時間労働の是正に逆行
「過重労働より処遇改善を!」

確認しよう、最低賃金!
働くすべての人の時間額を保証する制度です!

最低賃金の引き上げこそ、すべての労働者の賃上げ

北海道の新しい最低賃金が全て決まりました。10月1日から北海道最低賃金が従前から56円引き上げ1,131円に改正されています。また4業種の特定最低賃金が47円～58円の引き上げで答申されました。12月1日に発効の予定です。

連合北海道・連合石狩地協・札幌地区連合は、改正された最低賃金の履行確保、法令遵守、労働者が安心して生活ができる社会の実現。さらには社会全体の賃金引き上げに向けて、企業における各種助成制度の活用が拡大するために、情報発信や制度の見直しなどを求めるとともに、引き続き、最低賃金の引き上げを強く求めます。

北海道の最低賃金

【地域最低賃金引上げ状況】

最低賃金の件名	旧最賃額	新最賃額	引上額	発効日
北海道最低賃金	1,075	1,131	56円	10月1日

【特定最低賃金引上げ状況】

業　種	現　行	新最賃額	引上額	発効予定日
乳　糖	1,113	1,160	47円	12月1日
鉄　鋼	1,165	1,221	56円	12月1日
電　機	1,116	1,174	58円	12月1日
船　舶	1,105	1,162	57円	12月1日

●最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。
●最低賃金は、会社員、パート、アルバイト、学生など働くすべての人に適用されます。
●二つ以上の最低賃金の適用を受ける場合には、高い額の最低賃金が適用されます。
●派遣労働者は、派遣先の地域(産業)に適用される最低賃金が適用されます。
●賃金引上げを支援する「業務改善助成金」は北海道労働局雇用環境・均等部企画課(011-788-7874)まで、賃金引上げにお悩みの方は「北海道働き方改革推進支援センター」(0800-919-1073)まで、ご相談ください。(相談無料)



連合石狩地協第38回 札幌地区連合第34回 定期総会

日　時　2026年11月18日(水)　13時30分開会

場　所　ホテルポールスター札幌　札幌市中央区北4条西6丁目

連合北海道札幌地区連合会ホームページ
https://rengo-sapporo.jp/

労働相談ホットライン
フリーダイヤル いこうよ れんごうに
0120-154-052

QRコードで速報をチェック!

札幌れんごう
札幌市中央区北4条西12丁目 ほくろうビル2階
編集発行人 吉田 賢一　☎210-0505
2026年11月5日　502号
連合北海道札幌地区連合会